明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表は平成二十六年三月三十一日付官報八十九頁（号外第七十一号）に開示しております。

平成二十六年四月十七日
東京都港区南麻布一丁目二七番三六号
株式会社ＭＢＳ
代表取締役　坂戸　英樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千七百五十万円減少し三億六千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月十九日であり、臨時株主総会の決議は、平成二十六年四月十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十五日
掲載頁　一〇四頁（号外第一三四号）
平成二十六年四月十七日
神奈川県足柄上郡開成町吉田島三五三二番地
株式会社タマダイ
代表取締役　増野　照雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二・三五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月十七日
岐阜市安良田町二丁目三番地の一
岐阜宇部生コンクリート株式会社
代表取締役　広瀬　功

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十七日
東京都台東区小島町二丁目二一番八号
日輪鋼業株式会社
代表取締役　兼子　憲夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十七日
富山県高岡市西藤平蔵一五四〇番地
株式会社富山クボタ
代表取締役　上田　峻

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十七日
静岡県浜松市西区桜台一丁目四番一号
中村金属興業株式会社
代表取締役　中村　義雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十七日
大阪府八尾市大竹三丁目一一九番地の一
新日電熱工業株式会社
代表取締役　松本　徹

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十六年四月十七日
奈良市西大寺国見町一丁目六番五号
明光開発株式会社
代表取締役　奥西　信夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である横山公一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月十七日
東京都港区虎ノ門三丁目二三番一〇―二〇一号
パイセス・ファンディング・リミテッド
日本における代表者　横山　公一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である横山公一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月十七日
東京都港区虎ノ門三丁目二三番一〇―二〇一号
トライデント・ファンディング・リミテッド
日本における代表者　横山　公一

限定承認公告

本籍秋田県にかほ市平沢字琴浦一九番地、最後の住所東京都江戸川区春江町三丁目一四番二四号
被相続人　亡　髙橋　文夫
右被相続人は平成二十五年九月中旬頃死亡し、その相続人は平成二十六年三月三十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年四月十七日
秋田県にかほ市平沢字琴浦一九番地
限定承認者　髙橋　毅

限定承認公告

本籍熊本県八代市坂本町中谷い九二一番地、最後の住所愛知県名古屋市熱田区河田町五四番地
被相続人　亡　津島　孝
右被相続人は平成二十六年一月十八日死亡し、その相続人は平成二十六年四月七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年四月十七日
大阪府大阪市鶴見区諸口六丁目五番五―六〇五号
相続財産管理人　津島　誠

限定承認公告

本籍兵庫県赤穂市塩屋六三〇番地、最後の住所兵庫県姫路市大善町九五番地
被相続人　亡　井内　康久
右被相続人は平成二十五年九月四日死亡し、その相続人は平成二十六年四月十四日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年四月十七日
神戸市中央区御幸通六丁目一番一五号　御幸ビル八階　みなと神戸法律事務所
相続財産管理人弁護士　向井　大輔

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市谷山中央二丁目四一八七番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市東谷山二丁目四〇番一五号
被相続人　亡　塚脇　邦久
右被相続人は平成二十六年一月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年四月八日鹿児島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年四月十七日
鹿児島県鹿児島市東谷山二丁目四〇番一五号
相続財産管理人　塚脇　峰子

正誤

ページ	段	行	誤	正
三〇	下	二二	認定が取り消された者	認定を取り消した者
四	下	二三	事務敢扱規則	事務取扱規則
六	四	一〇	観音町	観音新町

◉号外　四月十七日付第八七号六四八日付衆会第六号一六ページ
ページ●同日付政府調達第七一号一六ページ●二月十ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）